阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等対策委員会規約 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の運用について 台 風 情 報 の 伝 達 系 統

目次

阪神港神戸区及び	7尼崎西宮	「芦屋	区台	'風(争対	策	娈.	貝会	₹芨	認	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
阪神港神戸区及び	バ尼崎西宮	芦屋	区台	風氣	等対	策	委.	員会	全	簿	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
阪神港神戸区及び	バ尼崎西宮	芦屋	区台	風氣	等災	害	防	止勇	更綿	i	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
阪神港神戸区及び	バ尼崎西宮	了芦屋	区台	風氣	等災	害.	防	止勇	更綿	の	運	用	に	つ	い	て	•	•	•	2	5
台風情報の伝達系	系統																				
第1表	港長から	のメ	<u>ー</u> ル	に	よる	各	代	表者	育系	統	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	7
第2表	神戸市港	港湾 局	系統	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	0
第3表	日本郵船	系統	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	1
第4表	外船グル	ノーブ	°系統	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
第5表	神戸港は	はしけ	運送	事	挨協	同	組	合系	系統	Ē •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
第6表	兵庫海運	組合	系統	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	4
第7表	鹿瀬造船	系統	<u> </u>	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	5
第8表	神戸起重	複般船	協会	系統	売・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
第9表	兵庫県漁	業協	同組	.合ì	車合	会	系	統·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
第10表	神戸地区	石油	コン	F.	ナー	F :	等	特別	刂阞	災	区	域	協	議	会	系	統	•	•	3	8
第11表	内航自動	車運	搬船	系統	売・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
第12表	神戸サイ	口協	議会	系統	売・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	0
第13表	太平洋セ	ニメン	ト ((平)	킽運	輸)	系統	充•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	1
第14表	兵庫県船	舶代	理店	協会	条系	統	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
第15表	日本沖荷	 行役安	全協	会社	申戸	支	部	系統	充•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
第16表	尼崎地区	防災	連絡	系統	売・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
第16表の2	尼崎西宮	了芦屋	地区	連絡	各系	統	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
第17表	神鋼物流	花系統	<u> </u>	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
第18表	日本押船	重土4	船協	会	系統	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
第19表	商船三井	- 系統	•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
第20表	川﨑汽船	系統	•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
第21表	神戸タク	協会	• 神	戸》		通;	船	業組	且合	系	統	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
第22表	神戸フェ	ュリー	セン	ター	- •	神	戸	旅名	字船	系	統	•	•	•	•	•	•	•	•	5	1

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等対策委員会規約

(設置)

第1条 海上保安協会神戸支部(以下「支部」と言う。)規則第25条の規 定に基づき、支部に阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等対策委員会 (以下「委員会」と言う。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区における台風又は発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天(以下「台風等」という。)による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(実施事項)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、神戸地方気象台の協力を 得て次の事項を実施する。
 - (1) 阪神港長(以下「港長」という。) が行う台風等の避難勧告等発動 時期について、港長の諮問に応ずること。
 - (2) 台風等災害防止に必要な事項の周知に関すること。
 - (3) 港外に避難した船舶の港内復帰秩序の維持に関し、港長に協力すること。
 - (4) その他、この委員会の目的を達成するために必要な事項。

(委員)

第4条 委員会の委員は、関係官庁および関係団体のうちから、支部長が 委嘱する。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者を もってあてる。
- 2 委員長は、議事その他の会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、原則として、台風の来襲が予想される2日前から開催 するほか、委員長が必要と認めたとき又は港長の要請があったとき開催 する。

(小委員会)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるとき委員会に代えて、若干名の委員で組織する小委員会を開催することができる。
- 2 小委員会の決定事項は、委員会の決定事項とみなすことができる。

(決定事項の処理)

- 第8条 委員会は、決定事項を速やかに港長に具申する。
- 2 委員会は港長が前項の具申に基づいて発する勧告を関係官公庁及び 関係団体等に速やかに通報し、措置の内容を推進する。

(台風等災害防止要綱)

第9条 避難勧告その他台風等災害防止に関わる要綱については、港長と 協議して別途定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、神戸海上保安部航行安全課に置く。

附則

- この規約は、昭和44年6月12日から実施する。
- (1)神戸港台風対策委員会規約は、神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風対 策委員会規約とし、一部改正 (平成2年5月18日)
- (2) 一部改正(第7条小委員会設置) (平成9年5月22日)
- (3) 一部改正(委員会を海上保安協会神戸支部に置く)

(平成12年4月1日)

(4) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風対策委員会規約は、阪神港神戸区 及び尼崎西宮芦屋区台風対策委員会規約とし、一部改正

(平成 20 年 9 月 18 日)

- (5)組織改正により、神戸海洋気象台を神戸地方気象台とし、一部改正 (平成26年5月29日)
- (6) 一部改正(発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天及び第8条 (決定事項の処理) 追記 (平成30年6月20日)

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等対策委員会名簿

令和6年6月現在

_		では、						
		委 員 名 等						
0	委員長	日本郵船(株) 関西支店						
0	副委員長	神戸市港湾局長						
0	委 員	大阪湾水先区水先人会 会長						
	"	内海水先区水先人会 会長						
	"	神戸港はしけ運送事業協同組合						
	"	兵庫海運組合						
	"	鹿瀬造船㈱						
	"	早駒運輸㈱						
	"	ジャンボフェリー(株)						
	"	神戸起重機船協会 会長						
	"	兵庫県漁業協同組合連合会 会長						
	"	(株)商船三井						
	"	川崎汽船㈱ 関西支店						
0	"	オリエント オーバーシーズ コンテナ ライン リミテッド日本支社 神戸支店						
	"	神戸地区石油コンビナート等特別防災区域協議会						
	"	日本押船土運船協会						
	"	神戸サイロ協議会						
	"	太平洋セメント(株) 神戸SS所長						
	"	兵庫県船舶代理店協会						
	"	協同組合 神戸タグ協会 理事長						
	"	三菱倉庫㈱神戸支店						
0	"	(株)神戸フェリーセンター 社長						
	"	神鋼物流㈱(代理店部神戸代理店室)						

	"	三菱ケミカル物流(株) 尼崎油槽所
	"	日本沖荷役安全協会 神戸支部
	"	(公社)関西小型船安全協会長
0	"	兵庫県 阪神南県民センター 尼崎港管理事務所長
	オブザーバー	神戸地方気象台

◎ 小委員会メンバー

参考 阪神港長(神戸海上保安部 航行安全課)

昼 078-331-6743(内3773) 夜 078-331-6743(直通) FAX 078-327-8836

西宮海上保安署

0798-22-7070 FAX 0798-22-7071

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱

I 目的

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に影響を与える台風の来襲又は発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天が予想される場合、又はその来襲等が確実と判断された場合における災害防止措置の実施に関して必要な事項を定め、船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

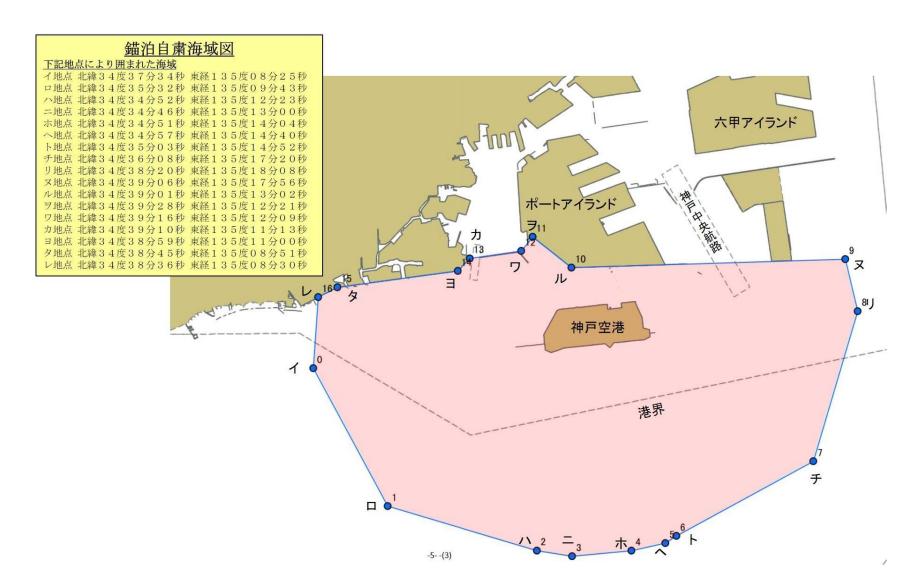
Ⅱ 実施要領

- 1 台風等が来襲する場合、次の措置を講ずること。
 - (1) 台風接近に伴う措置等

区分		台風の状況	措 置 内 容
第一体制	(避難準備勧告)	台風が大阪湾に接近するおそれがあると判断された場合。	在港船舶は台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備など必要な避難体制を整えること。
第二体制	(大型船等避難勧告)	阪神港(神戸区及び尼崎西宮 芦屋区)が台風の暴風域に入る おそれがあると判断された場 合。	 1 10,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避泊すること。 2 1,000 総トン以上の船舶(フェリー等を除く。)はることの別として入港を見合わせること。 3 工事作業船等は作業等を中止し、安全な場所に避難すること。 4 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時機を失することがないように避泊を開始すること。
	(全船舶避難勧告)	阪神港(神戸区及び尼崎西宮 芦屋区)が台風の暴風域に入る おそれが必至と判断された場 合。あるいは両区が重大な影響 を受けると判断されるとき。	1 1,000 総トン以上の船舶 は、原則として港外に避難 し、保船等万全の措置をとる こと。 2 1,000 総トン未満の船舶 は、港内等の安全な場所に避 難し厳重な警戒措置をとる こと。

	ı	1	
		兵庫県神戸市において、暴風 又は暴風雪に関する気象警報が 発表されるような現象発生の可 能性があると判断されるとき。	1 100総トン以上の船舶は、 神戸空港から3海里以内の 海域(錨泊自粛海域図)に錨 泊しないこと。 2 神戸空港から3海里以内 の海域(錨泊自粛海域図)に
第二体制	(錨泊自粛勧告)		描いて 100 総 下 100 総 下 100 総 下 100 総 下 20 に 100 に
角		阪神港 (神戸区及び尼崎西宮 芦屋区)が台風の影響外となり、 まもなく平穏となると判断され る場合。(第一、第二体制(大型 船等避難勧告、全船舶避難勧告) 発令時) 兵庫県神戸市における暴風又 は暴風雪に関する気象警報が解 除された場合。(第二体制(錨泊 自粛勧告)発令時)	 港外に避難した船舶は、安全を確認して再入港する等、適宜の措置をとること。 航行制限等の規制等に留意すること。

- ※ 上記勧告実施時、措置内容として錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。



II The guidelines of Measures

1 Stage of Measures and Details of measures

S	tage of	State of Typhoon	Details of measures
M	easures		
PHASE 1	(Recommendation for preparing to evacuate)	If there is possibility of a typhoon (or the developed low pressure) approach to Osaka Bay.	Pay attention for the weather information and the movement of typhoon. Stand by crew on board and stand by engine to taking necessary actions against rough weather and sea.
PHASE	(Recommendation for large vessels to evacuate)	If the Ports of Hanshin (Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area) are expected to be covered by the storm zone of typhoon (or the developed low pressure) .	 Vessels with gross tonnage of 10,000 tons or more should, in principle, evacuate from the port. Vessels with gross tonnage of 1,000 tons or more excluding ferry boats should, in principle, not be allowed to enter the port. Vessels engaged in construction works should stop works and move to a safe place. Vessels with gross tonnage of less than 1,000 tons should anchor at appropriate anchorage or moorage without delay.
2	(Recommendation for all vessels to evacuate)	If the Ports of Hanshin (Kobe, Amagasaki Nishinomiya Ashiya area) will surely be covered by the storm zone of a typhoon (or the developed low pressure) or expected serious influence.	 Vessels with gross tonnage of 1,000 tons or more should, in principle, evacuate from the port and take all possible measures for safety. Vessels with gross tonnage of less than 1,000 tons should evacuate to safe places of ports and take all possible measures for safety.

		If a weather phenomenon	1 Vessels with gross tonnage of
		could potentially arise,	100 tons or more should not anchor
		such as windstorm or	at the sea area within 3 nautical
		snowstorm related weather	miles from the Kobe Airport
	(1	warning announcement in	
	{ес	Kobe.	2 Anchoring vessels with gross
	omn		tonnage of 100 tons or more at the
	Recommendation		sea area within 3 nautical miles
	dat		from the Kobe Airport should leave
	101		immediately, except for the
			following vessels.
	for		① Vessels necessarily anchor at
PH	self-		the sea area in order to carry
PHASE	l f-		out the services that are
2	res		allowed for the needs of the
	tra		protection of human life or
	-restraint		property, the maintenance of
			public order or other public
	of a		needs.
	anchoring)		② Japan Coast Guard vessels.
	hor		③Vessels allowed to necessarily
	ing		anchor at the sea area by Captain
	g)		of the Port, Hanshin in order to
			avoid dangers of vessel traffic
			④Vessels allowed by Captain of
			the Port, Hanshin other than the
			above.
Ö		The Ports of Hanshin	1. Vessels evacuated from the port
8.08.02	Li	(Kobe, Amagasaki	should take appropriate measures
C.	ft	Nishinomiya Ashiya area)	to re-enter the port.
0	the	will be out of effect of	2. Each ship obtains information
E <		typhoon (PHASE 1 PHASE	inside the harbor and with
Evacuation	eve	2 (recommendation for	attention to regulations
[2]	veral	large vessels (or all	
1011	. –	vessels) to evacuate)	
<u></u>			

When a windstorm or snowstorm related weather warning at the Kobe city is lifted.

(During the issuance of the Phase 2

(Recommendation for self-restraint of anchoring))

- Measures to be taken at the above recommendation, the vessels at anchor and intending to anchor note the following matters to prevent dragging anchor.
 - a) Maintain communication with Japan Coast Guard. For example, maintain a continuous listening watch on VHF ch16.
 - b) Arrange the officer in charge of the navigational watch on the bridge and the radio watch.
 - c) Maintain AIS in operation at all times.

- (2)発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天が予想された場合の措置発達した低気圧等の異常な気象に伴う荒天が予想され、阪神港(神戸区及び尼崎西宮芦屋区)が影響を受けると判断した場合、Ⅱ -1(1)に定める措置区分、措置内容に準じて避難勧告等を発令するものとする。
- (3)特に勢力の大きい台風の直撃が予想されるなどの場合の措置 特に勢力の大きい台風の直撃が予想され、第五管区海上保安本部長 から海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の 規定に基づく勧告等が発出された場合、事務局から委員へ台風情報 の伝達系統により伝達する。

特に勢力の大きい台風及び上記勧告の対象船舶ついては、以下のとおり。

※ 特に勢力の大きい台風

対象海域の到達時において暴風域を伴うもので、中心付近の最大風速 (10分間平均)が40m/s以上の台風

※ 対象船舶

- ・長さ200m以上の客船・フェリー、貨物船
- ・長さ160m以上の自動車運搬船、コンテナ船、ガスタンカー、タンカー
- ・総トン数5万トン以上の油タンカー(液化ガス船を除く)
- ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

ただし、以下に該当する船舶は対象外です。

- ・内航定期旅客船、内航RORO船等の定期航路を運航する内航船舶
- ・「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶

2 台風等情報の早期入手

(1)公共放送

近畿地方では、テレビ・ラジオにおいて天気予報又はニュースの時間帯(07:00・12:00・17:00・19:00・21:00の前後)等に気象情報が放送されているので在泊船舶は台風等の状況を把握し、避難準備等の措置を講ずること。

(2) 海上保安庁の情報

① 無線電話

海上保安庁の 無 線 放 送	無線電話	呼出名称 こうべほあん				
和英併用の信 文にて放送	無線電話	使用電波	16/12 ch			

② ホームページ等

海の安全情報 https://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/kobe/

3 避難勧告等周知要領

(1) 伝達手段及び方法

① 発令

伝達手段		伝	達	方	法		
電 話 F A X メール	神戸海上保安	部等から伝	達系統に基づ	ゔき通報。			
ホーム ページ等	海の安全情報	海の安全情報(沿岸域情報提供システム)に掲載。					
無線電話		こうベポートラジオ(国際 VHF 神戸海岸局)から 16/12 c h にて放送。 おおさかマーチスから 16/14 又は 66ch にて放送。					
巡視艇等	神戸海上保安部、西宮海上保安署、神戸市港湾局の船艇により、拡 器等にて周知。						
AIS	おおさかマーデ	チスから神戸	■区及び尼崎ⅰ	西宮芦屋区	内船舶に通報 (英語)。		

② 解除

伝達手段	伝	達	方	法
電 話				
F A X	神戸海上保安部等から伝	云達系統に基づ	ゔき通報。	
メール				
ホーム ページ等	海の安全情報(沿岸域情	青報提供シスラ	・ム)に掲	載。
無伯惠元	こうべポートラジオかり	5 16/12 c h (VHF)	こて放送。
無線電話	おおさかマーチスから	16/14 又は 66c	h にて放送	<u> </u>
AIS	おおさかマーチスから神	戸区及び尼崎	西宮芦屋区	内船舶に通報 (英語)。

(2)避難勧告等周知内容(例文)

① 第一体制 (避難準備勧告)

阪神港長は、台風〇号の接近に伴い〇月〇日〇〇〇〇をもって、 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在港船舶に対し第一体制(避難準備)をとるよう勧告した。

- (1) 在港船舶は、台風の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等速やかに避難できる態勢を整えること。
- (2) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、 次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。

② 第二体制 (大型船等避難勧告)

阪神港長は、台風〇号の接近に伴い、〇月〇日〇〇〇〇をもって、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在港船舶に対し第二体制(大型船等避難勧告)をとるよう勧告した。

- (1) 10,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難すること。
- (2) フェリー等を除く 1,000 総トン以上の船舶は、原則として入港 を見合わせること。
- (3) 工事作業船等は作業を中止し安全な場所に避難すること。
- (4) 1,000 総トン未満の船舶は避泊場所を選定し、時期を失することがないように避泊を開始すること。
- (5) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、 次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を 確保すること。
 - b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。 小型の船舶以外の船舶は、原則として入港を見合わせること。

③ 第二体制(全船舶避難勧告)

阪神港長は、台風〇号の接近に伴い、〇月〇日〇〇〇〇をもって、阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区在港船舶に対し第二体制 (全船舶避難勧告)をとるよう勧告した。

- (1) 1,000 総トン以上の船舶は、原則として港外に避難し、保全等万全の措置をとること。
- (2) 1,000 総トン未満の船舶は、港内等の安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとること。
- (3) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、 次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。
 - ④ 第二体制 (錨泊自粛勧告)

阪神港長は、台風〇号の接近に伴い、〇月〇日〇〇〇〇をもって、神戸空港の陸岸から3海里以内の海域に第二体制(錨泊自粛勧告)をとるよう勧告した。

- (1) 100 総トン以上の船舶は、神戸空港から3海里以内の海域に錨泊しないこと。
- (2) 神戸空港から3海里以内の海域に錨泊中の100総トン以上の船舶は、直ちに同海域外へ出域すること。ただし、次の船舶を除く。
 - a) 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が 認められる用務を行うため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨泊する 船舶
 - b) 海上保安庁の船舶
 - c) 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず錨泊自粛海域で錨 泊するものとして阪神港長が認めた船舶
 - d) 前各号に掲げるもののほか、阪神港長が認めた船舶
- (3) 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨の防止のため、 次の事項に留意すること。
 - a) 国際 VHF (ch16) を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を 確保すること。
 - b) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - c) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。
 - ⑤ 解除(第一体制(避難準備勧告))

阪神港長は、〇月〇日〇〇〇〇をもって、阪神港神戸区及び尼 崎西宮芦屋区の第一体制(避難準備勧告)を解除した。 ⑥ 解除(第二体制(大型船等避難勧告又は全船舶避難勧告) 阪神港長は、○月○日○○○○をもって、阪神港神戸区及び尼 崎西宮芦屋区の第二体制(大型船等避難勧告又は全船舶避難勧告)を解除した。

再入港船は、指示された順位に従い入港すること。

⑦ 解除(第二体制(錨泊自粛勧告)阪神港長は、○月○日○○○○をもって、神戸空港の陸岸から3海里以内の海域の第二体制(錨泊自粛勧告)を解除した。

4 避泊錨地の通報

避難勧告により、港外に避難した船舶は、その錨泊位置(別紙メッシュ・チャートの区画番号を用いてもよい)を次のとおり速やかに港長に通報すること。

例 A号が 12 時 35 分にメッシュ・チャートの 223 区画に錨泊した場合「1235・A号 223」

通報方法は次のとおり

(1) 電話通報(船会社・代理店等経由)

電	話	昼	間	078-391-6551~7(代表)078-331-6743内線 3773・3774
港長(航行	行安全課)	夜	間	078-331-6743 (直通)

(2)無線通報

呼出符号又は呼出名称	チャンネル又は周波数	執務時間
こうべほあん	16/12ch(VHF 電話)	常時

5 避泊中の通信連絡の保持

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区から対象船舶が避難完了後、こうべポートラジオから避難勧告解除後の入港順位及び入港経路について無線電話により放送される。

各船舶局は、無線の聴守を励行すること。

6 阪神港神戸区における避難勧告の解除に伴う再入港要領

避難勧告の解除に伴い再入港する船舶の航行安全を確保するため、港長により交通整理が行われるので、各船は次の要領により入港すること。

(1) グループ別入航経路

再入港船舶が使用する係留施設により次のとおり区分される。

区 分 (グループ)	入 航 経 路	係留施設
A	神戸西航路を入航するもの	第1区内の係留施設
В	神戸中央航路を入航するもの	第2区内の係留施設及び第3区R C-5岸壁以西の六甲アイランド 南側岸壁
С	第七防波堤東方から入航す るもの	RC-5岸壁以西の六甲アイラン ド南側岸壁を除く、第3区内の係留 施設

(2) 入港順位の決定

入港順位は、港湾管理者・水先人・台風対策委員会の代表が港長と 協議し、原則として次の方針によりグループごとに順位が決定される。

- A 避難びょう地の近いものが優先される。
- B 岸壁係留が優先し、ドルフィンはその後とされる。
- C 同一係留施設については奥部のものが優先される。

なお、この決定は、避難勧告により船舶の港外への避難が完了した のち、速やかに行われる。

(3)入港順位の通知

入港順位が決定されれば直ちにこうベポートラジオから無線電話 (16/12 ch (VHF)) で原則として欧文によりグループ別・入港順位・船名・呼出符号・着桟バースの順に一括して放送される。

入港順位は、Aグループから順次放送されるので各船は録音して、自 船の入港順位及び先船の船名等も、よく把握して入港順位をみださな いよう注意のこと。

なお、バースの略号は次のとおり表示される。

H ・・・・・兵庫ふ頭

数字 ・・・・新港突堤

MY ・・・・摩耶ふ頭

PC ・・・・ポートアイランド、コンテナバース

PL ・・・・ポートアイランド、ライナーバース

R ・・・・六甲アイランド

DOL・・・・ドルフィン

(入港順位の放送例文)(例文6)

兵庫ふ頭 J K に入港する S A M U T P R A K A N 号 (信号符号H. S. T. E) が A グループの 1 番船と決定された場合、

A1:SAMUT PRAKAN:HSTE:H-JK・・・と放送され(3回繰り返す)

(4)入港開始

イ 避難勧告が解除されれば、再入港船舶は、入港経路ごとに指示 された順位に従い入港すること。

(水先強制船は、水先人乗船まで避難錨地で待機のこと)

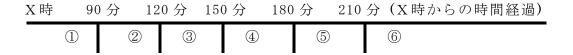
入港順位待ちのため待機する場合は、各グループごとに次の待機海域とする。(待機海域の表現は、下記表のとおり)

(別紙「再入港船の待機場所及び入港経路図」参照のこと。)

区 分 (グループ)	待機海域		
A	第一防波堤沖合		
В	神戸空港埋立地の沖合~ 六甲アイランド南埋立地の沖合まで		
С	第七防波堤沖合 (六甲アイランド南埋立地以東沖合)		

ロ 神戸中央航路を経由して入港するBグループについては、混雑 緩和のため、入港順位に従い次の時刻割により待機場所に接近す ること。

(神戸中央航路を経由して入港する船舶の待機場所接近の目安)



(X時:避難勧告の解除時刻)

① 1番船から 5番船まで X時から 90 分まで

② 6番船から10番船まで X時から90~120分の間

③ 11番船から15番船まで X時から120~150分の間

④ 16番船から20番船まで X時から150~180分の間

⑤ 21番船から25番船まで X時から180~210分の間

ハ 接近、待機にあたっては、航路から十分離れ入航船の航行を妨害しないこと。

ニ 水先人乗船の際は、リーサイドを作りパイロットラダーをおろ すこと。

(5) 信号旗の掲揚

再入港船同士が互いに入航経路及び順位を識別できようにする ため、バース信号、水先旗の他に国際信号旗による次の特別信号 を掲揚すること。

区 分 (グループ)	掲げる信号旗	信号の意味		
A	国際信号旗 A 及び順位を示す数字旗	神戸西航路を入航する第○(順位 を示す数字)番目の船舶である。		
В	国際信号旗 B 及び順位 を示す数字旗	神戸中央航路を入航する第○ (順 位を示す数字)番目の船舶である。		
С	国際信号旗C及び順位 を示す数字旗	第七防波堤東側海域を入航する第 〇(順位を示す数字)番目の船舶 である。		

7 再入港以外の入港船舶

再入港以外の船舶は、再入港船の入港を妨げない海域で待機し、原則 として再入港船の入港終了後入港すること。

8 備考

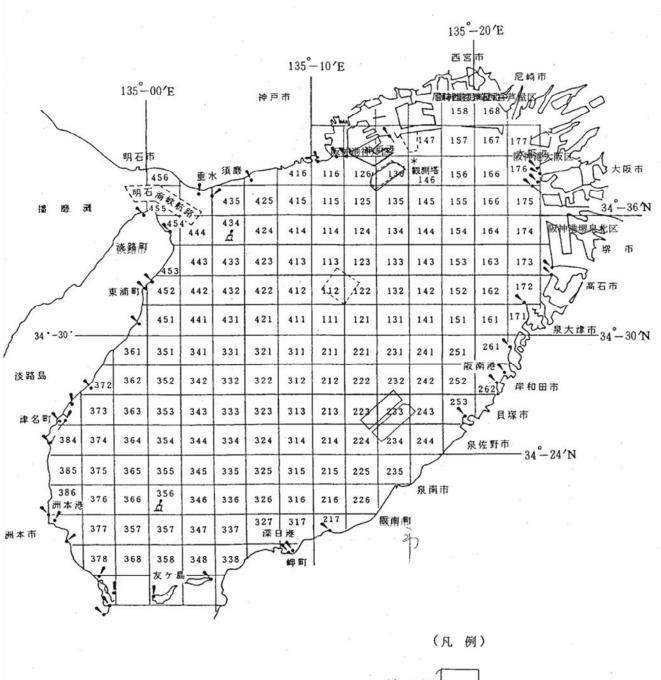
- (1) 港湾施設に被害があった場合は、別途指示される。
- (2)指定錨地から避難した船舶は、順位が指定されないが、他の再入港船の入港終了を待って指定された錨地に投錨するものとする。
- (3) 要請に応じ、別紙様式の避難勧告書が配布される。
- (4) 伝達系統に変更があった場合は、その都度、変更内容を神戸海上保 安部航行安全課及び関係者に連絡すること。

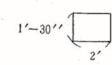
附則

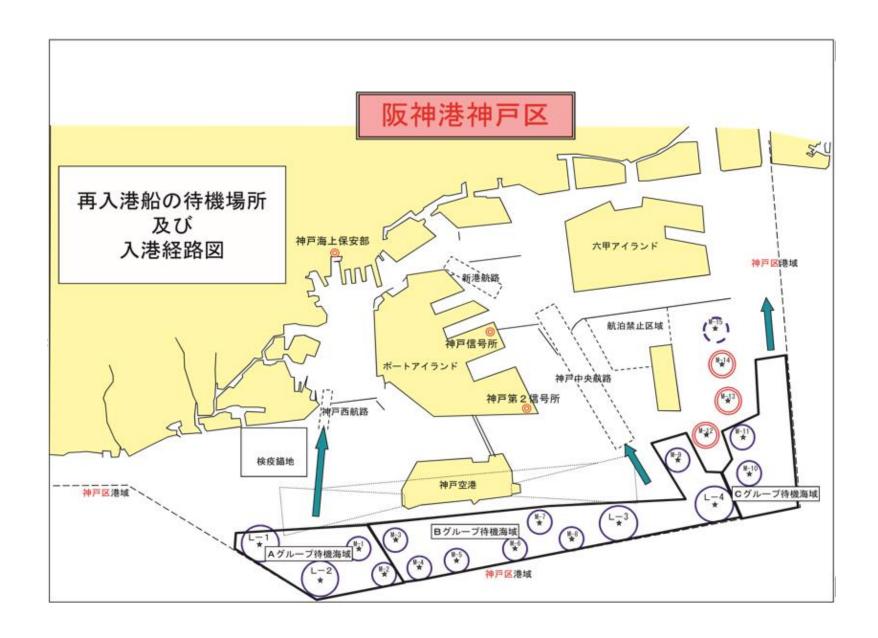
- (1)神戸港台風災害防止要綱の一部改正(昭和50年1月19日)
- (2) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正(昭和51年4月1日)
- (3)神戸港台風災害防止要綱の一部改正(昭和51年10月28日)
- (4) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正 (昭和54年6月1日)
- (5) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正 (昭和 56 年 6 月 1 日)
- (6) 神戸港台風災害防止要綱の一部改正 (昭和 58 年 6 月 1 日)
- (7)神戸港台風災害防止要綱の一部改正(昭和62年7月30日)
- (8) 神戸港台風災害防止要綱は、神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災 害防止要綱とし、一部改正 (平成2年5月18日)
- (9) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正 (平成12年4月1日)
- (10) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正 (平成13年7月25日)
- (11) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正 (平成 15 年 7 月 5 日)
- (12) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正 (平成19年7月13日)
- (13) 神戸港及び尼崎西宮芦屋港台風災害防止要綱の一部改正 (平成 20 年 9 月 18 日)
- (14) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風災害防止要綱の一部改正 (平成23年7月5日)
- (15) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風災害防止要綱の一部改正 (平成 28 年 6 月 6 日)
- (16) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風災害防止要綱の一部改正 (平成 29 年 6 月 30 日)
- (17) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正 (平成30年6月20日)
- (18) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正 (令和元年6月4日)
- (19) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正 (令和2年3月26日)
- (20) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正 (令和3年7月1日)
- (21) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正 (令和4年6月23日)

(22) 阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の一部改正 (令和6年6月10日)

大阪湾メッシュチャート







阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱の

運用について

平成 10 年 6 月 2 日 平成 20 年 9 月 18 日 一部改正 平成 30 年 6 月 20 日 一部改正 令和元年 6 月 4 日 一部改正 令和 2 年 3 月 26 日 一部改正

阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区台風等災害防止要綱(以下「要綱」という。)を運用するにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

1 要綱Ⅱ実施要領に基づく避難勧告等の発令時期について

避難勧告の発令時期は、港内の気象・海象が悪化する前(一般的に風速 15m/s の強風域に入る前)に避難が安全に終了することを前提に、台風の規模、針路、速力等を勘案して決定するものとし、具体的な時期は以下の基準とする。

(1)第一体制(避難準備勧告)

強風域が阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に達するおそれがあると き。

(2) 第二体制 (大型船等避難勧告)

阪神港(神戸区及び尼崎西宮芦屋区)が台風の暴風域に入るおそれがあると判断された場合であって、強風域が阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に達する6時間前。

(3) 第二体制(全船舶避難勧告)

阪神港(神戸区及び尼崎西宮芦屋区)が台風の暴風域に入るおそれが必至と判断された場合、あるいは両区が重大な影響を受けると判断された場合であって、強風域が阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区に達する5時間前。

(4) 第二体制(錨泊自粛勧告)

兵庫県神戸市において、暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表さ

れるような現象発生の可能性があると判断された場合であって、強風域が阪神港神戸区に達する6時間前、又は、平均風速15m/s以上の風が連続して阪神港神戸区に吹くと予測される6時間前。

ただし、急遽、兵庫県神戸市に暴風又は暴風雪に関する気象警報が 発表された場合は、警報発表時。

2 避難勧告等発令時期の発表

台風等接近の状況により、夜間及び休日に避難勧告等を発令することが想定されるが、この場合、連絡体制の確保、避難準備の安全確保等に 鑑み、避難勧告等の発令時期を事前に発表するものとする。

3 避難勧告等解除後の安全措置について

避難勧告等を解除した場合にあっても、港湾施設の損壊、漂流物件等が確認され港内での船舶交通の危険が生じる場合、これが解消されるまでは、別途、航行制限等を実施することがある。

4 その他

船舶の避難にあっては、水先人の乗船、曳船の準備に要する時間を考慮し、十分な余裕を持ってこれにあたるものとする。

なお、水先人、タグボートを必要とするものについては、避難船舶を 優先とし、その他の船舶についても避難船舶に影響を与えないよう、十 分な調整を行うものとする